

**北いわて農産物魅力発信事業の  
動画等によるブランド果物産地魅力発信に係る業務**

**業務仕様書**

**令和 3 年 4 月**

**岩手県北広域振興局**

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「北いわて農産物魅力発信事業の動画等によるブランド果物産地魅力発信に係る業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 名称

北いわて農産物魅力発信事業の動画等によるブランド果物産地魅力発信に係る業務

### (2) 目的

ウィズコロナでもアフターコロナでも「いつか行ってみたい」魅力あふれる産地づくりを進めるため、二戸地域のブランド果物について動画等を活用した魅力発信に取り組み、ブランド果物の認知度向上及び販路拡大に繋げる。

### (3) 業務概要

下記業務の企画、動画・写真撮影、映像作成業務の委託

### (4) 業務内容

二戸地域のブランド果物3種類（おうとう、ブルーベリー、りんご）について、栽培園地の風景や作業・収穫の様子、生産者のこだわりについて撮影・動画編集し、YouTube等を活用した産地の魅力発信を行う。

ア おうとう（6月中下旬収穫）、ブルーベリー（7月中旬頃収穫）、りんご（9月下旬頃収穫）の園地、作業、収穫風景等の撮影

イ VR撮影用カメラによるりんご（品種：はるか、11月下旬頃収穫）の園地や作業・収穫風景等の撮影

ウ 上記のYouTube用動画編集（アについては、各種別及び3種類まとめたダイジェスト版を作成。イについては、VR動画（360度）を作成。）

エ 効果的な魅力発信方法の提案

### (5) 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで

### (6) 委託予定額

3,267千円以内（税込）

## 2 企画提案にあたって

### (1) 提案にあたっての基本的考え方

参加者は、本業務の趣旨及び基本認識に沿って、下記(2)の視点に基づき、効率的・効果的な企画を提案すること。

### (2) 企画提案を求めるに当たっての視点

ア 予算の範囲内で、事業の目的に沿った効果的な情報の露出拡大を図り、県内外へ幅広く周知

される事業とすること。

イ 事業実施時の一時的な盛り上がりにとどまらず、地元の関係団体等と連携を図るなど、事業の効果が継続的に期待できるような事業内容に留意すること。

ウ 自主事業等、1の(4)の業務内容以外の事業を行う場合、特に事業効果が高いと思われるものについては、提案を妨げない。

### 3 企画提案書の作成

#### (1) 企画提案書の作成

ア コンペ参加者は、「1 本業務の概要」、「2 企画提案にあたって」に沿った内容で、かつ次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

(ア) 企画実施のコンセプト・全体イメージ

(イ) 具体的実施方法（業務内容毎に作成）

(ウ) 実施スケジュール

(エ) 業務の監理体制

イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ若しくは横A4判上綴じにまとめること。

ウ 企画提案は、コンペ参加者（共同提案にあつては当該共同体）1者につき1提案とすること。

エ 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

オ 企画提案は全て、企画提案書に記載すること。

カ 企画提案書にはページ番号を付すこと。

#### (2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。

なお、提案に係る費用の総額は、1の(6)に定める委託予定額を超えないこと。

イ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県北広域振興局長あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印のうえ、提出すること。

#### (3) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書等の提出部数は、次のとおりとする。

(ア) 企画提案書 10部

(イ) 積算内訳書 10部

イ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

#### (4) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する企画提案

- イ 企画コンペ参加表明書を提出していない者からの企画提案
- ウ 企画提案書等の提出期限到来後に提出された企画提案
- エ その他、本実施要領に定める事項に反した企画提案

## 4 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)のイにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記(1)のイにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。